

津和野町ケーブルテレビ新規加入補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和8年4月13日

津和野町長 下森 博之

津和野町告示第32号

津和野町ケーブルテレビ新規加入補助金交付要綱の一部を改正する告示
津和野町ケーブルテレビ新規加入補助金交付要綱(令和6年津和野町告示第99号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「町税」の前に「補助対象者も含めその属する世帯員全員について、」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 補助対象者が津和野町暴力団排除条例(平成24年津和野町条例第3号)第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員等である場合

附 則

この告示は、公布の日から施行する。